

## 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成 34 年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針案について（概要）

※下線部が追加内容。

### ◆ 支障除去に関する基本方針の方向

- ・ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成 34 年度までに完了させること。
- ・ 実施計画を策定する際又は現在特定支障除去等事業を実施中の計画を変更する際、都道府県等は平成 24 年度末までに環境大臣に協議すること。
- ・ 都道府県等は不法投棄等を行った者、排出事業者等への責任追及を行うこと。

### ◆ 特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項

◎各都道府県等は実施計画を策定にするにあたり下記の内容を記載すること。

- ・ 廃棄物量や種類、支障の内容、支障除去の必要性。
- ・ 生活環境保全上達成すべき目標。
- ・ 不適正処分等の行為者へ行った措置。排出事業者に対して行った措置。
- ・ 第 3 者委員会による行政対応の検証結果
- ・ 今回、実施計画の変更により事業を延長する場合でも、都道府県等が行った措置について必要に応じて再度検証を行うこと。
- ・ 発生した不法投棄等に対する行政職員への処分内容。再発防止策及びその実施状況。
- ・ 第 3 者委員会等による技術的事項の検討結果。支障除去の具体的方法。支障除去に必要な費用。

※波線部の内容については、平成 15 年度策定の基本方針には「明らかにすること」となっており、今般都道府県等の策定する実施計画に記載するよう変更を行った。

### ◆ その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に際し配慮すべき重要事項

- ・ 周辺環境への配慮、住民説明等の情報公開に関すること。
- ・ 実施計画の変更について（特定支障除去等事業を行う区域、大幅な技術的事項等）